

令和8年度
中学校英語スピーキングテスト (**ESAT-J YEAR 3**)
実施要項

令和8年5月
東京都教育委員会

目 次

第1 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 実施概要

第1-1	中学校英語スピーキングテストの名称	1
第1-2	目的	1
第1-3	対象	1
第1-4	会場	1
第1-5	実施日時	1
第1-6	実施体制等	2
第1-7	実施に当たっての支援	2
第1-8	ESAT-J YEAR 3の内容	2
第1-9	障害等のある受験者や心理面での配慮が必要な受験者、日本語指導を必要とする受験者に対する受験上の配慮	3
第1-10	日本語指導を必要とする受験者に対する受験上の配慮	4
第1-11	ESAT-J専用ポータルサイト	4
第1-12	個人情報の取扱い	5
第1-13	受験申込	5
第1-14	試験当日	6
第1-15	不正行為及び禁止行為等	7
第1-16	追試験・再試験	7
第1-17	個人レポートの取扱い	10
第1-18	音声データ提供	10
第1-19	ESAT-J YEAR 3問題等の公表	11

第2 都内公立中学校等に関する事項

第2-1	日程	12
第2-2	対象	12
第2-3	中学校における手続き	12
第2-4	受験申込	13
第2-5	受験上の配慮	17
第2-6	テスト結果の返却及び結果の活用	21

第3 都内国私立中学校に関する事項

第3-1	日程	23
第3-2	都内国私立中学校に在籍する生徒のESAT-J YEAR 3の受験について	23
第3-3	都内国私立中学校における手続き	23
第3-4	受験申込	24
第3-5	テスト結果の返却及び結果の活用	27

第4 都外中学校等に関する事項

第4-1	日 程	28
第4-2	都外中学校等に在籍する生徒の ESAT-J YEAR 3 の受験について	28
第4-3	都外中学校等における手続き	28
第4-4	受験申込	29
第4-5	テスト結果の返却及び結果の活用	32

第5 卒業者に関する事項

第5-1	日 程	33
第5-2	卒業者の ESAT-J YEAR 3 の受験について	33
第5-3	卒業者の手続き	33
第5-4	卒業者の受験申込	34
第5-5	テスト結果の返却及び結果の活用	36

第1 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J[※] YEAR 3) 実施概要

※ESAT-J = English Speaking Achievement Test for Junior High School Students

第1-1 中学校英語スピーキングテストの名称

都内の公立中学校、中等教育学校前期課程、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部（以下「都内公立中学校等」という。）の全学年を対象として実施する中学校英語スピーキングテストを「ESAT-J」とする。また、中学校第3学年（義務教育学校においては第9学年）（以下「第3学年」という。）を対象として実施するESAT-Jを「ESAT-J YEAR 3 (Y3) (イーサットジェイ・イヤー・スリー) (ワイ・スリー)」とする。

第1-2 目的

- (1) 都内公立中学校等における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実
中学校で学習した「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」の4技能のうち、「話すこと」に関する技能の習得状況の成果と課題を検証し、学習指導要領の目標の実現に向けた指導の更なる充実を図る。
- (2) 都立高等学校入学者選抜における「話すこと」に関する評価の活用
中学校第3学年段階におけるスピーキングテストの結果を、都立高等学校入学者選抜において「話すこと」に関する評価として活用する。
- (3) 都立高等学校における「使える英語力」を育成するための指導の充実
都立高等学校入学者のスピーキングテストの結果を踏まえて、高等学校入学後、生徒一人一人の個に応じた4技能の総合的な指導の充実に生かす。

第1-3 対象

都内公立中学校等に在籍する第3学年全生徒
ただし、都内公立特別支援学校の中学部及び都内公立中学校の特別支援学級に在籍している生徒については希望による受験とする。

※ 以下の者はESAT-J YEAR 3の受験対象外とする。ただし、ESAT-J YEAR 3の結果を都立高等学校入学者選抜に活用する場合は受験を可能とする。

- ・ 都内にある国私立中学校（以下「都内国私立中学校」という。）に在籍する第3学年生徒
- ・ 都外の中学校に在籍する第3学年生徒
- ・ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程（以下「現地校」という。）を修了する見込みの者
- ・ 同条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を修了する見込みの者
- ・ 中学校を卒業した者（以下「卒業生」という。）

第1-4 会場

都立学校、大学及び民間施設等

第1-5 実施日時

（本試験日）

令和8年11月22日（日）

午後0時30分集合 午後1時開始 午後3時40分解散（予定）

（追・再試験日）

令和8年12月13日（日）

午後0時30分集合 午後1時開始 午後3時40分解散（予定）

※ 都内国私立中学校在籍者、都外中学校等在籍者、現地校を修了する見込みの者、日本人学校の当該課程を修了する見込みの者、中学校の卒業生及びインフルエンザ等学校感染症への罹患等の理由で本試験日に受験することができなかった者

第1-6 実施体制等

東京都教育委員会が事業者と協定を締結し、区市町村教育委員会の協力を得て実施する。

第1-7 実施に当たっての支援

- (1) 東京都教育委員会は、区市町村教育委員会、都内公立中学校等、都内国私立中学校、都外の中学校、現地校及び日本人学校等（以下「都外中学校等」という。）からの問合せ・相談に対応し、生徒の受験が円滑に行われるよう支援する。
- (2) 事業者は、中学校、保護者及び生徒・卒業者等からの問合せ・相談に対応するため、対象ごとに次のとおり問合せ窓口を設置する。

ア 中学校から事業者への連絡及び問合せ

都内公立中学校等、都内国私立中学校、都外中学校等は、受領した資料等に不足がある場合や実施に当たっての問合せ・相談がある場合に、次の連絡先に問い合わせることができる。

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 中学校専用窓口
 03-6632-1181
 受付時間：月から金まで 午前10時から午後7時まで
 (土日、祝日、年末年始を除く)
 ※令和8年5月31日までの電話番号は、03-6633-3847

イ 保護者及び生徒・卒業者から事業者への問合せ

保護者及び生徒・卒業者は、申込みや受験に当たっての問合せ・相談がある場合に、次の連絡先に問い合わせることができる。

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 保護者・生徒用窓口
 0120-717-719 (フリーダイヤル)
 受付時間：月から金まで 午前10時から午後7時まで
 (年末年始を除く)
 ※ 7～11月の土曜・祝日の全て及び12/5・12/12は、受付業務を実施
 ※ 本試験日(11/22)及び追・再試験日(12/13)当日は、受付業務を実施

ウ 受験上の配慮窓口

保護者及び生徒・卒業者は、受験上の配慮の申請に当たっての問合せ・相談がある場合に、次の連絡先に問い合わせることができる。

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 受験上の配慮に関する窓口
 0120-803-883 (フリーダイヤル)
 受付時間：月から金まで 午前10時から午後7時まで (年末年始を除く)
 ※ 7～11月の土曜・祝日の全て及び12/5・12/12は、受付業務を実施
 ※ 本試験日(11/22)及び追・再試験日(12/13)当日は、受付業務を実施

第1-8 ESAT-J YEAR 3の内容

- (1) 出題方針、出題内容
 - ア 出題方針

中学校の教育課程に基づく学習の成果としての「話すこと」の力をみる。
 - イ 出題内容
 - (ア) 中学校学習指導要領(外国語)における「話すこと」に準拠した内容とする。
 - (イ) 知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力などをみる。
- (2) 実施方法

事業者が用意するタブレット端末等を用いて、受験者を前半試験実施と後半試験実施の2組に分けて実施する。
- (3) 試験時間

準備時間を含み前半試験実施と後半試験実施、各65分程度とする。

(4) 問題構成及び評価の観点

Part	ねらい	出題数	評価の観点
A	英文を読み上げる形式の問題で、英語音声の特徴を踏まえ音読できる力をみる。	2	○音声 (発音と強勢、読む速さや間の取り方などが適切か。)
B	図示された情報を読み取り、それに関する質問を聞き取った上で、適切に応答する力や、提示された情報をもとに「質問する」、「考えや意図を伝える」、「相手の行動を促す」など、やり取りする力をみる。	5	○コミュニケーションの達成度 (求められていることに適切に対応しているか。)
C	日常の出来事について、話の流れを踏まえて相手に伝わるように状況を説明する力をみる。	1	○言語使用 (語彙や文法、文構造の使用が適切か。)
D	身近なテーマに関して聞いたことについて、自分の意見とその意見を支える理由などを伝える力をみる。	1	○音声 (発音、話す速さや間の取り方などが適切か。)

(5) 評価方法

ア 東京都教育委員会による ESAT-J GRADE (6段階評価) で評価する。

※ IRT (項目応答理論) により、採点結果を統計的に処理し算出

イ 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) の A 1 程度から A 2 程度までの範囲を測定する。

第 1-9 障害等のある受験者や心理面での配慮が必要な受験者、日本語指導を必要とする受験者に対する受験上の配慮

障害等のある受験者や持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な受験者、日本語指導を必要とする受験者で準備時間におけるサポートなど、受験会場での支援を必要とする受験者は、受験方法、受験時間、受験会場等についての受験上の配慮を申請することができる。

(1) 配慮区分

受験者の障害の特性や通常の授業での状況等を考慮した上で、次の配慮を行う。

配慮区分	配慮事項	受験上の配慮の概要
1	視覚関係 (点字・拡大文字)	点字問題冊子による受験 (準備時間及び解答時間の延長あり)
2		拡大問題冊子 (イラストの文字化) による受験 (解答時間の延長あり)
3		拡大問題冊子による受験 (解答時間の延長あり)
4		拡大問題冊子による受験 (解答時間の延長なし)
5	聴覚関係	音 (音声) を文字化した問題冊子での受験 (ヘッドセットの装着あり・解答時間の延長あり)
6		音 (音声) を文字化した問題冊子での受験 (直接再生による音声の聞き取りあり・解答時間の延長あり)
7		直接再生による音 (音声) の聞き取りありでの受験 (音声を文字化した問題冊子なし・解答時間の延長なし)
8	きつ音・発話障害関係	解答時間の延長
9	上肢不自由	受験会場等に関する配慮
10	下肢不自由	受験会場等に関する配慮
11	発達障害・知的障害・情緒障害・識字障害	受験会場等に関する配慮 (解答時間の延長あり)
12		受験会場等に関する配慮 (解答時間の延長なし)
13	その他 (持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な場合等)	受験会場等に関する配慮
14	日本語指導	受験会場での支援

※ 複数区分の申請も可能とする。ただし、一部の配慮区分は複数の区分に申請できないものもある。詳細は、東京都教育委員会ホームページ（【特設ページ】中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J)）及び後述の「ESAT-J 専用ポータルサイト」に掲載する「令和8年度 受験上の配慮に関する案内書」に記載がある。

(2) 申請方法

受験上の配慮を希望する受験者は、中学校長の公印が押された「中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 受験上の配慮申請書 (様式1)」(以下「様式1」という。)により、次の①から⑥までのとおり申請を行う。ただし、卒業者については、「受験上の配慮申請書」の「3 中学校記入欄」の記載は不要とする。

- ① 東京都教育委員会のホームページ又は ESAT-J 専用ポータルサイトから、様式1をダウンロードして印刷する。
- ② 保護者と在籍中学校で相談の上、様式1を作成する。
- ③ 作成した様式1を在籍中学校に提出する。
- ④ 中学校長は、提出された様式1の内容を確認の上、公印を押印する。
- ⑤ 中学校から保護者に返却された様式1をスマートフォンで撮影又はスキャナによる取込み等により画像データ (jpg、jpeg、pdf、png、zip) を準備する。
※ 保護者は、様式1の原本を受験終了まで保管し、受験終了後に適切に処分する。
- ⑥ 後述する ESAT-J 専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」において受験申込を行う際に申請を行い、様式1の画像データをアップロードする。

受験上の配慮申請が承認されると、「保護者用マイページ」において、「申し込み済みのテスト」として「申込完了」となり、配慮申請と受験申込の両方の手続きが完了となる。様式1に不備があった場合又は受験上の配慮申請が承認されなかった場合は、「差戻し」となるため、差戻しの理由を確認する。不備があった場合には、不備を解消し再提出する。受験上の配慮申請が承認されなかった場合は、改めて通常の受験申込を行う。

第1-10 日本語指導を必要とする受験者に対する受験上の配慮

タブレット端末に表示される問題は、ひらがなのルビ付きとする。

なお、準備時間におけるサポートなど、受験会場での支援を必要とする場合は、「第1-9 障害等のある受験者や心理面での配慮が必要な受験者、日本語指導を必要とする受験者に対する受験上の配慮」に従い、配慮区分14 (日本語指導) を申請することができる。

第1-11 ESAT-J 専用ポータルサイト

ESAT-J YEAR 3 の実施に当たり、次のとおり ESAT-J 専用ポータルサイトを開設する。ESAT-J 専用ポータルサイトでは、次の手続きや確認等を行うことができる。

なお、以下の (1) 及び (2) の利用期間は令和9年3月31日 (水) までとする。

(1) 生徒用マイページ

- ア ESAT-J YEAR 3 の申込状況及び各種申請 (受験上の配慮申請、追試験受験申請) 状況の確認
- イ ESAT-J YEAR 3 の受験票確認・ダウンロード
- ウ ESAT-J YEAR 3 個人レポート (本人用) のダウンロード
- エ ESAT-J の結果確認
- オ ESAT-J YEAR 3 の解答音声確認

(2) 保護者用マイページ

- ア ESAT-J YEAR 3 の受験申込
- イ ESAT-J YEAR 3 の受験上の配慮申請
- ウ ESAT-J YEAR 3 の追試験受験申請
- エ ESAT-J YEAR 3 の申込状況及び各種申請 (受験上の配慮申請、追試験受験申請) 状況の確認
- オ ESAT-J YEAR 3 の受験票確認・ダウンロード
- カ ESAT-J YEAR 3 個人レポート (本人用) のダウンロード
- キ ESAT-J の結果確認
- ク ESAT-J YEAR 3 の音声公開申請
- ケ ESAT-J YEAR 3 の解答音声確認
- コ 生徒アカウントの作成及び編集
- サ 「ドキュメント一覧」による資料の確認

- (3) 中学校管理者用ページ
 - ア 生徒登録情報の確認・修正
 - イ ESAT-J YEAR 3 の申込状況及び各種申請（受験上の配慮申請、追試験受験申請）状況の確認
 - ウ ESAT-J YEAR 3 受験状況の確認
 - エ ESAT-J の結果確認
 - オ 「お知らせ掲示板」による資料の確認
- (4) 区市町村教育委員会用ページ
 - ア 管下の各中学校における ESAT-J YEAR 3 申込状況の確認
 - イ 管下の各中学校における ESAT-J YEAR 3 受験状況の確認
 - ウ 東京都、当該区市町村、管下の各中学校における ESAT-J の結果確認
 - エ 「お知らせ掲示板」による新着情報等の確認

第 1-12 個人情報の取扱い

- (1) 登録する個人情報

受験に当たり、保護者は、ESAT-J YEAR 3 の円滑な実施及び受験者・保護者への成績データ等の確実な提供のために必要な以下の個人情報を登録する。（※1）

 - ・在籍中学校名（※2） ・組、出席番号（卒業者は除く） ・受験者氏名
 - ・顔写真（※3） ・電話番号 ・電子メールアドレス ・保護者氏名

※1 申込時点で成年年齢に達している場合は、本人が登録する。
 ※2 卒業者の場合は、出身中学校名とする。
 ※3 申込時点で3か月以内のものとする。ただし、都内公立中学校等の場合、在籍中学校において年度当初に撮影した個人写真も可とする。
- (2) 個人情報及び成績データ等の取扱いについて

東京都教育委員会、区市町村教育委員会、都内公立中学校等、都内国私立中学校及び都外中学校等においては、実施において知り得た個人情報や成績データ等について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令に基づき、適切に取り扱う。

また、東京都教育委員会及び事業者は、ESAT-J YEAR 3 の円滑な実施及び受験者・保護者への成績データ等の提供、在籍する中学校における英語教育の充実、英語教育の施策立案のための統計資料作成のために個人情報及び成績データ等を取り扱う。
- (3) 「生徒用マイページ」及び「保護者用マイページ」の利用期間

令和9年3月末まで

※「第1-18 音声データ提供」に関する同意があった者を除く。
- (4) 個人情報及び成績データ等の保存期間

東京都教育委員会文書管理規則に基づき、ESAT-J YEAR 3 の成績データ等及びそれに関連する情報、ESAT-J YEAR 1 及び ESAT-J YEAR 2 の受験において登録した個人情報は、中学校卒業後4年間保存した後、削除する。

ESAT-J YEAR 3 のテスト運営に必要な情報（顔写真、電話番号等）、ESAT-J YEAR 1 及び ESAT-J YEAR 2 の成績データ等は、中学校卒業まで保存した後、削除する。
- (5) 保護者の同意について

保護者用マイページにおいて、『『中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J)』専用ポータルサイト利用規約』、「受験申込・受験上の注意事項について」、「個人情報の取扱いについて」、「在籍校への申込情報の提供について」、「在籍校等に対する成績情報の取扱いについて」への保護者の同意を得ることとする。

※「第1-18 音声データ提供」に関する同意は、第1-18(2)「申請の手続」において、行うこととする。

第 1-13 受験申込

受験申込に当たっては、以下のとおり ESAT-J 専用ポータルサイトから受験申込を行う。

- ① 「保護者用マイページ」にて受験者情報を登録及び更新（顔写真、電話番号）
 - ② 「保護者用マイページ」にて受験申込
- ※ 昨年度までに（ESAT-J YEAR 1 及び ESAT-J YEAR 2）の申込を一度も行っていない場合、①②の前に ESAT-J 専用ポータルサイトにおいて保護者アカウントを作成し「保護者用マイページ」を開設する。

受験申込の詳細は、都内公立中学校等生徒の受験申込に関する事項は第2-4、都内国私立中学校生徒の受験申込に関する事項は第3-4、都外中学校等生徒の受験申込に関する事項は第4-4、卒業生の受験申込に関する事項は第5-4に記載する。

第1-14 試験当日

(1) 当日の時程等

- ア 受験者は正午以降、午後0時30分までに受験教室に着席する。
 ※ 受験者は受験票に記載された受験会場で受験する。受験会場への移動は、原則徒歩又は公共交通機関を利用する。自転車での移動は禁止とする。
- イ 前半と後半のどちらの試験を受験するかは、当日受験会場で発表する。
- ウ 受験上の配慮による受験をする受験者は、前半での実施とする。

(2) 実施時程

時刻 (時間)	受験者		事業者
正午から午後0時30分まで	会場到着・受験教室入室 (前半・後半共通) (必要に応じて軽食)		・入室対応 (正午から) ・受験教室への誘導・着席指示 ・受験票忘れ対応
午後0時30分から午後1時まで	受験教室着席 携帯電話等の通信機器の提出		・携帯電話等の通信機器回収
午後1時から午後2時5分まで	前半試験実施	後半試験実施	・実施説明 ・受験者本人確認及び機器配布 ・受験者のサポート ・機器回収
	・受験者情報の登録 ・機器の装着準備 ・音声・録音確認 ・スピーキングテスト実施	自習 休憩 (トイレ)	
午後2時5分から午後2時20分まで	教室待機	教室待機	・移動
午後2時20分から午後3時25分まで	休憩 (トイレ) 自習	・受験者情報の登録 ・機器の装着準備 ・音声・録音確認 ・スピーキングテスト実施	・実施説明 ・受験者本人確認及び機器配布 ・受験者のサポート ・機器回収
午後3時25分から午後3時40分まで	退出 (前半・後半共通)		・携帯電話等の通信機器返却 ・回収物の取りまとめ

※ 公共交通機関の遅延等により、実施時刻を最大で1時間程度繰り下げることがある。

(3) 持ち物

- ア 受験票
事業者から、学校へ11月上旬に送付予定
- イ 受験案内 (令和8年10月下旬以降に中学校を通じて配布予定)
- ウ 本人確認書類 (生徒手帳・身分証明書等)
- エ 筆記用具
※ 試験中は、筆記用具を使用してメモを取ることはできないので留意すること。
- オ 上履き、靴を入れる袋 (必要な場合は受験票に記載)
- カ 自習用の教材や書籍 (電子辞書やタブレット等の電子機器は不可)

携帯電話等の通信機器は、特に必要がない場合は、持ち込まないことを原則とする。
 なお、持ち込まれた携帯電話等の通信機器は試験開始前に会場にて回収し、試験終了後に返却する。回収及び返却について別途指示するので、必ず従うこと。

(4) 当日の服装

当日の服装は、学校指定の標準服等を着用することが望ましい。標準服等学校指定の服装がない場合はその限りではない。英文が表示されている着用品 (衣類等) の着用は不可とする。

(5) 出席確認

ア 試験当日、受験を完了した受験者は、自席の機の座席シールをはがし、受験教室の座席に配布されている時程表等に貼って持ち帰る。試験当日に会場には行ったが受験を完了しなかった受験者には、その旨を知らせる書類を配布する。

イ 生徒は、試験後の最初の登校日に在籍中学校に座席シールを貼った時程表等、又は受験を完了しなかった旨を知らせる書類を提出することで受験報告をする。

(6) 欠席の連絡

試験当日に欠席する又は欠席した場合は、事前に中学校から配布される「受験の手引き」及び「受験案内」で指定された連絡先に、11月20日（金）から11月23日（月・祝）までの期間に保護者が連絡する。

なお、当日の電話による欠席連絡を行う必要はない。

第1-15 不正行為及び禁止行為等

(1) 及び(2)に掲げる事項を不正行為・禁止行為とする。実施に当たって、不正行為又は禁止行為の疑いがあった場合は、関係者で対応を協議し、該当者への対応を決定する。不正行為又は禁止行為と認められた者については、テスト結果は「無」として取り扱い、追試験又は再試験を認めない。

(1) 不正行為

以下のア～チを不正行為とする。

ア 受験者情報の虚偽（受験申込時・受験当日の入力事項）

イ 電子機器及びスマートフォン等の通信機器の使用

ウ カンニング

エ カンニングの手助け

オ 英文が表示されている着用品（衣類等）の着用（学校、ブランドの名称は除く）

カ 自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出、タブレットの不具合について虚偽の申出

キ タブレット端末等の機器の受験教室からの持ち出し

ク 故意によるタブレット端末等の機器の破損

ケ 試験監督等の指示に従わないタブレット操作

コ 受験票以外のものを机の上に置くこと

サ 解答終了の指示に従わないこと

シ テスト実施中に、ヘッドセットを不必要に外す・過度に触ること

ス 虚偽の情報に基づく各種申請

セ 他の受験者の迷惑となる行為

ソ 試験監督等の指示に従わないこと

タ 指定された区域以外への立入

チ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為

(2) 禁止行為

以下のア～カを禁止行為とする。

ア 試験時間中に携帯電話などの音を鳴らすこと

イ 本人確認が困難な顔写真を登録すること

ウ 試験時間中に時計やストップウォッチ等、計時機能をもつ機器を使用・着用すること

エ 視力矯正以外の機能を持つ眼鏡を使用・着用すること

オ インフルエンザ等の感染症に罹^{かか}っているにもかかわらず、受験すること

カ 試験中に筆記用具を用いてメモを取ること

(3) その他

明らかに相手を侮辱する言葉や相手の尊厳を傷付ける言葉がタブレット端末に録音された場合は、解答を無効とするなど必要な措置を行う場合がある。

第1-16 追試験・再試験

(1) 追試験

受験者は11月22日（日）本試験日に受験することを原則とするが、本試験日にやむを得ない理由（病気、忌引、受験者本人の責めによらない理由等）で受験することができず、在籍中学校長が認め、かつ追試験受験申請により東京都教育委員会からの承認を受けた受験者は、12月13日（日）に追試験を受験することができる。

ア 対象となる受験者

インフルエンザ等学校感染症への罹患などの理由で11月22日(日)本試験日に受験することができなかった受験者

(対象となる例)

(ア) インフルエンザ等への罹患

(イ) 学校保健安全法第19条による出席停止

(ウ) その他、受験者本人の責めによらない、やむを得ない理由(病気による入院、交通事故による負傷、忌引等)

なお、(ウ)において、次のような理由により、在籍中学校長が認め、東京都教育委員会が学校に状況を聞き取った上で妥当と判断される場合は、追試験の対象として承認する。

(例) 全国大会・国のプログラム等、進路・進学に係るもの、追試験への申請が必要な個別の事情があるもの(いずれの場合も、原則として年間に1回程度の開催など、代替日の設定ができないものであること)

イ 申請方法

(ア) 保護者による「保護者用マイページ」での申請

申請に係る手続きは、次の①から⑦までのおりとする。

① 東京都教育委員会のホームページ「【特設ページ】中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)」から「追試験受験申請書(様式2)」(以下「様式2」という。)をダウンロードして印刷する。

② 必要事項を記入し、様式2を作成する。

③ 欠席した理由により、診断書や証明書を用意する。やむを得ず診断書や証明書の用意ができない場合は、「欠席理由証明書(様式3)」(以下「様式3」という。)の作成を学校に依頼する。

④ 診断書や証明書と併せて様式2を在籍中学校に提出する。

⑤ 中学校長は、提出された様式2の内容を確認の上、公印を押印し、保護者に交付する。やむを得ず診断書や証明書の用意ができない場合は、様式3を作成して保護者に交付する。

⑥ 様式2及び用意した診断書や証明書又は様式3(以下「証明書類」という。)をスマートフォンで撮影又はスキャナによる取込み等により画像データ(jpg、jpeg、pdf、png、zip)を準備する。

※ 様式2及び「証明書類」は、追試験受験が終了するまでの間保管し、受験終了後に適切に処分する。

⑦ 追試験受験申請期間に、「保護者用マイページ」において申請を行い、様式2及び診断書や証明書等又は「証明書類」の画像データをアップロードする。

追試験受験申請期間

令和8年11月25日(水)午前9時から令和8年11月30日(月)午後5時まで

(イ) 東京都教育委員会による申請内容の承認(差戻し・不承認)

申請が承認されると、「保護者用マイページ」において「申し込み済みのテスト」として「申込完了」となる。書類に不備があり「差戻し」になった場合は、「保護者用マイページ」で通知するため、「差戻し理由」を確認し、再申請を行うこと。

欠席理由の妥当性が認められない場合は、「不承認」となり、受験は認められない。また、その場合、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテスト結果活用に関する措置」の対象とはならず、都立高等学校入学者選抜において「仮のスピーキングテスト結果」は算出せず、加点しない。

ウ 受験票の印刷

令和8年12月5日(土)以降に、「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」から各自がダウンロード・印刷して、試験当日持参する。(白黒印刷可)

(2) 再試験

11月22日(日)本試験日に、会場において、本人の責めによらない理由により受験することができなかった受験者は、12月13日(日)に再試験を受験することができる。

ア 対象となる受験者

11月22日(日)本試験日に、会場において、本人の責めによらない理由により受験することができなかった受験者(試験当日に再試験の対象者であることを知らせる書類を渡された受験者)

イ 手続き

事業者で一括申込を行うため、再試験対象者の手続きは不要とする。

ウ 受験票の印刷

令和8年12月5日(土)以降に、「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」から各自がダウンロード・印刷して、試験当日持参する。(白黒印刷可)

(3) 追試験及び再試験の受験スケジュール

日 程	追試験及び再試験対象者の動き	中学校の動き
11月22日(日)	<p>【追試験対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者が指定された連絡先に欠席連絡を行う。(11月20日(金)から23日(月・祝)まで) 診断書や証明書等を用意し、スマートフォンで撮影又はスキャナによる取込み等により画像データ化する。 <p>【再試験対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験監督者より保護者へ「再試験対象者」となる旨の連絡 受験時に機器やヘッドセットの不良があった場合には会場で申し出る。会場で申し出ることができなかった場合は、帰宅後から翌日までに申し出ること。 	
11月25日(水)から11月30日(月)まで	<p>【追試験対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「様式2」を作成し、診断書や証明書と併せて在籍中学校に提出する。 中学校から交付された「様式2」を画像データ化する。 <p>(11月25日(水)から)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」で必要事項を入力し、追試験申請手続き、「様式2」及び「証明書類」の画像データのアップロードを行う。 <p>(アップロード後1～2日後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」で、申請状況を確認し、「差戻し」になっている場合は、差戻し理由を確認・修正後、再度申請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校管理者用ページ及び受験者が持ち帰るシールにて受験完了者を確認し、追試験対象者、再試験対象者及び試験当日に会場に行ったが試験を完了しなかった受験者(追試験対象者、再試験対象者)を把握する。なお、追試験対象者及び再試験対象者がその旨を記載した書類を受け取っていることを確認する。 追試験対象者が作成した「様式2」に記載された申請理由及び診断書や証明書を確認の上、申請理由が妥当であると判断される場合は公印を押印し、保護者に交付する。 試験当日に、本人の責めによらない理由により受験ができなかった生徒を確認し、再試験対象者を把握する。 <p>(アップロード後1～2日後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「中学校管理者用ページ」にて追試験及び再試験対象者の申請状況が「申込完了」となっているか確認する。 追試験対象者又は再試験対象者に該当する全ての生徒が申請・受験申込を完了したか確認する。
11月30日(月)午後5時まで	追試験申請締切日(差戻し後の再申請も含める。)	
12月5日(土)以降	<p>【追試験対象者及び再試験対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」から受験票をダウンロードし、印刷する。 試験当日持参する。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて受験票の印刷を支援する。
12月13日(日)	追試験・再試験を受験する。	

(4) 当日の実施について

原則として、実施要項第1-14及び第1-15を準用する。

第1-17 個人レポートの取扱い

(1) 個人レポートの配布

スピーキングテスト結果を記載した個人レポートを、中学校宛てに生徒1名につき2枚送付する。1枚は本人用、1枚は都立高校提出用として使用する。

ア 本人用（1枚）

本人に配布し、本人が保管する。

イ 都立高校提出用（1枚）

各中学校で保管し、第一次募集・分割前期募集の出願の際に都立高等学校に提出する。第一次募集・分割前期募集の出願に提出する必要のない都立高等学校を受検する生徒及び都立高等学校を受検しない生徒については、本人に返却する。

(2) 都立高等学校への提出

ア 学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）

「都立高校提出用」を提出する。

※ 提出方法は、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」（令和8年9月公表予定）のとおりとする。

※ エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校、及び自校作成問題によりリスニングテストを実施しない定時制課程は対象外のため提出不要である。ただし、都内公立中学校の生徒が、入学者選抜に合格して入学する場合は、入学関係書類提出日等、都立高等学校が指示した期日に「都立高校提出用」の原本又は写し（白黒印刷可）を提出する。

イ スピーキングテスト結果の活用対象外の選抜

推薦に基づく選抜や学力検査に基づく選抜（分割後期募集・第二次募集）等では、出願時の提出は不要である。ただし、入学者選抜に合格して入学する場合は、入学関係書類提出日等、都立高等学校が指示した期日に「都立高校提出用」の原本又は写し（白黒印刷可）を提出する。

※ 第2-5（3）で示す体験受験の受験者が都立高等学校に進学する場合、都立高等学校への個人レポートの提出は受験者の任意とする。なお、提出を希望しない場合は、「個人レポートの提出に係る申告書」（以下「様式4」という。）を提出する。

ウ ESAT-J YEAR 3を受験していない生徒及び第2-5（2）で示す「結果活用に関する措置申請」が承認された生徒の書類提出について

ESAT-J YEAR 3を受験していない生徒は、様式4を提出する。結果活用に関する措置が承認された生徒は結果活用に関する措置承認書を提出していることから、入学者選抜に合格して入学する場合の書類提出は不要とする。

エ 個人レポートに記載されている氏名等の表記が調査書等と異なる場合

個人レポートにおける氏名の表記（カタカナ）又は中学校名が調査書等と異なる場合の取扱いについては、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」（令和8年9月公表予定）に定める。

第1-18 音声データ提供

(1) 目的

受験者本人が話した内容を解答例と照らし合わせて、よりよく相手に伝えるために気を付けることや使うとよい表現を考えるなど、今後の英語「話すこと」の力の向上に資する。

なお、提供する音声データは、受験者本人以外の個人情報保護の観点により、解答音声から受験者本人の音声を抽出及び加工処理したものとする。

(2) 申請の手続

ア 保護者は、ESAT-J 専用ポータルサイト「保護者用マイページ」により、個人情報の取扱い等に同意の上、音声データ確認の申請をする。

※手続詳細は、別途連絡する。

イ 保護者及び受験者は、ESAT-J 専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」にて音声データの確認を行うことができる。

なお、音声データの確認期間は、音声データの確認が可能となつてから令和9年4月30日（金）までとする。そのため、音声データの確認を行う保護者及び受験者のESAT-J 専用ポータルサイトの利用期間は、令和9年4月30日（金）までとし、ESAT-J YEAR 3のテスト運営に必要な情報（顔写真、電話番号等）、ESAT-J YEAR 1及びESAT-J YEAR 2の成績データ等は、令和9年5月1日（土）にESAT-J 専用ポータルサイト上から削除する。

(3) 留意点

提供する音声データは、受験者本人以外の個人情報保護の観点により、解答音声から受験者本人の音声を抽出及び加工処理したものである。

第1-19 ESAT-J YEAR 3 問題等の公表

受験者の学習改善を図るため、ESAT-J YEAR 3 に関する次の内容を、東京都教育委員会ホームページ等において実施後速やかに公表する。

- (1) 採点基準
- (2) 問題
- (3) 解答例
- (4) 採点結果報告書
- (5) 採点結果報告（動画）

第2 都内公立中学校等に関する事項

第2-1 日程

事項	都内公立中学校等生徒		
	通常申込	追加申込①	追加申込②
受験申込	令和8年7月2日 (木) から 令和8年9月16日 (水) まで	令和8年9月18日 (金) から 令和8年10月8日 (木) まで	令和8年10月9日 (金) から 令和8年11月20日 (金) まで
受験上の 配慮申請	令和8年7月2日 (木) から 令和8年9月4日 (金) まで	令和8年9月18日 (金) から 令和8年10月1日 (木) まで	令和8年10月9日 (金) から 令和8年11月6日 (金) まで
本試験受験日	令和8年11月22日(日)		
追試験申込	令和8年11月25日(水) から 令和8年11月30日(月) まで		
追・再試験受験日	令和8年12月13日(日)		
結果返却 (本試験)	WEB 令和9年1月6日(水) 発送 令和9年1月18日(月)		
結果返却 (追・再試験)	WEB 令和9年1月22日(金) 発送 令和9年1月28日(木)		

第2-2 対象

都内公立中学校等に在籍する第3学年全生徒を対象とする。

ただし、都内公立特別支援学校の中学部及び都内公立中学校の特別支援学級に在籍している生徒については、希望による受験とする。

第2-3 中学校における手続き

中学校は次の(1)から(10)までの手続きを行う。

(1) 受験に関する資料等の受領及び保護者・生徒への配布

ア 申込関連資料(令和8年6月送付)

※ (ア)及び(イ)は保護者・生徒用、(ウ)は教員用

(ア) 令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)(生徒・保護者用リーフレット)

(イ) 令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)保護者・生徒用申し込みマニュアル

(ウ) 令和8年度保存版 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)中学校管理者用ページマニュアル
「受験の手引き」及び「受験案内」(令和8年10月下旬以降送付)

ウ 個人レポート(令和9年1月18日発送(本試験)、令和9年1月28日発送(追・再試験))

<受験に関する資料等の受領スケジュール>

	時期	送付物の名称	中学校の対応
①	6月25日(木)又は 26日(金) 島しょ部は天候その他の影響により配送日が前後する可能性あり	・体験用タブレット端末(各校に10台ずつを予定) ※ 回収期間 9月24日(木)から9月30日(水)まで	・受験上の配慮申請を予定している生徒の操作体験及び配慮内容確認のための支援をする。 ・補聴器を使用している生徒のヘッドセットの使用可否等確認のための支援をする。

②	(6月上旬、区市町村教育委員会を通じて電子データ送付) 6月16日(火)(紙版)	<ul style="list-style-type: none"> ・申込関連資料 (ア) 令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3) (生徒・保護者用リーフレット) (イ) 令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3) 保護者・生徒用申し込みマニュアル (ウ) 令和8年度保存版 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 中学校管理者用ページマニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記送付物(ア)及び(イ)を生徒に配布する。 ・(生徒を通して)保護者へ受験申込を依頼する。
③	10月下旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ・「受験の手引き」及び「受験案内」 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒に配布し、事前指導を行う。
④	(本試験日受験) 1月18日(月) (追・再試験日受験) 1月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者から受験者用個人レポートを受領後、受領枚数を確認し、規定のフォームにより「個人レポート受領報告」を行う。 ・生徒一人につき2枚配布されるので、1枚は生徒に配布し、もう1枚は都立高校提出用とする。

(2) 「中学校管理者用ページ」の確認

※ 「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3) 中学校管理者用ページマニュアル」参照

- (3) 受験申込支援及び「中学校管理者用ページ」における顔写真・生徒情報・受験申込完了の確認
- (4) (受験上の配慮を申請する生徒がいる場合) 生徒から提出される「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3) 受験上の配慮申請書」(様式1)(以下「様式1」という。)の内容確認及び公印の押印
- (5) 「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書」(様式5-1、様式5-2、様式5-3)及び「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の受験申請に係る提出書類送付書」(様式9)の内容確認及び公印の押印、東京都教育委員会への提出
- (6) 追試験対象生徒確認後、「追試験受験申請書」(様式2)内容確認、公印押印、及び受験申込支援
- (7) 個人レポートの受領(受験状況把握)及び受領後の規定のフォームによる個人レポート受領報告
 - ※ 個人レポートは、鍵のかかる場所で保管する。
- (8) 結果(ESAT-J GRADE)の調査書への記載
 - 調査書にESAT-J YEAR 3の結果を記載して提出する対象の選抜は、第一次募集・分割前期募集でリスニングテストを含む英語学力検査を課す学校とし、エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校、及び自校作成問題によりリスニングテストを実施しない定時制課程は対象外とする。
- (9) 「個人レポート」を都立高校へ提出
 - ※ 提出日等は入学予定の都立高校の指示に従う。
- (10) 「個人レポートの提出に係る申告書」(様式4)の確認及び公印の押印

第2-4 受験申込

(1) 方法

原則として保護者が、個人が所有するパソコンやスマートフォン等から、昨年度までに作成した保護者アカウントを用いて「保護者用マイページ」より受験申込を行う。申込時点で成年年齢に達している場合は、本人が受験申込を行うことも可能とする。

(2) 事前準備の内容

受験申込の際には、事前に次の準備を行う。

ア 本人確認のための生徒の顔写真データ

イ (受験上の配慮を申請する場合)「受験上の配慮申請書」の作成及び中学校の確認

※以下の2点に関してポータルサイト上で行っていない場合は、保護者が対応する。

- ・ 保護者アカウントの作成及び「保護者用マイページ」の開設
- ・ 「保護者用マイページ」の生徒アカウントの作成及び「生徒用マイページ」の開設

(3) 受験申込の流れ

ア 通常申込

	時期	都内公立中学校等 (教員)	生徒・保護者
事前準備	申込関連資料受領以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者・生徒用申込資料の配布 (①・②は資料名) ① 令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) (生徒・保護者用リーフレット) ② 令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 保護者・生徒用申し込みマニュアル ・ 保護者への受験申込依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料受領
受験上の配慮申請準備	受験上の配慮申請期間前 (必要な生徒のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒・保護者と、申請する受験上の配慮の内容を相談、確認 ・ 受験上の配慮希望者から提出された様式1を確認し、学校記入欄に記入及び校長の公印の押印 ・ 受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校 (教員) と受験上の配慮内容を相談の上、様式1を中学校に提出 ・ 中学校の確認後、様式1を画像データ化 ・ 様式1の原本は、受験が終了するまでの間、保護者が保管
受験申込期間 (受験上の配慮申請を含む)	<p>7月2日 (木) 午前9時から9月16日 (水) 午後5時まで</p> <p>※受験上の配慮申請を行う場合は、9月4日 (金) 午後5時まで</p>	<p>(受験上の配慮申請を行う生徒がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 ・ 「中学校管理者用ページ」において生徒の受験申込状況の確認及び全ての生徒の受験申込完了の確認 (完了ボタンの押下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「保護者用マイページ」において受験申込 (生徒情報の組・出席番号を更新) ・ (受験上の配慮申請を行う場合) ・ 「保護者用マイページ」において、<u>受験申込を行う際に、受験上の配慮を申請し、画像データ化した「受験上の配慮申請書」をアップロード</u> ・ 審査結果を「保護者用マイページ」から確認 ・ (ESAT-J YEAR 1・2のいずれも申込を行ったことのない場合のみ) ・ ESAT-J 専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設
準備	10月下旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者から郵送される受験票の受取・生徒へ配布 ・ 「受験の手引き」及び「受験案内」を生徒に配布し、事前指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験票を学校から受け取る。 ・ 試験当日持参する。

受験	11月22日(日)		・試験を受験
----	-----------	--	--------

イ ESAT-J 専用ポータルサイトにおいて受験申し込みを行うことができない場合の申込

メールアドレスがない等のやむを得ない事情により、保護者が ESAT-J 専用ポータルサイトにおいて受験申込を行うことができない場合、中学校等を経由して「令和 8 年度 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 『アカウントの作成』及び『受験申し込み』代理登録等依頼書」(様式 10-1) (以下「様式 10-1」という。)を提出することにより、当該生徒の受験申し込みを代理で行う。

生徒の在籍する中学校等の校長は、保護者の作成した様式 10-1 の内容を確認し、公印を押印した上で、「中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) の受験申請に係る提出書類送付書」(様式 9)を同封して 9 月 16 日 (水) までに必着するように、グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当に簡易書留郵便等にて提出する。

なお、追試験の申し込みの場合(転入生徒等、追加申込②の期間に初めて受験申込を行う場合を除く)は、追試験受験申請書(様式 2)及び様式 2 に係る証明書類と共に、様式 10-1 に代えて「令和 8 年度 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 追試験受験の代理申請依頼書」(様式 10-2)を 11 月 30 日 (月) までに提出する。

提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 14 階南側
東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当
03-5320-6865

(4) 転入生徒への対応

ア 保護者アカウント及び生徒アカウントを取得している場合

(ア) 受験申込が完了している場合

保護者は、「ESAT-J 専用ポータルサイト」で学校名、組・出席番号を転入先の情報に変更する。

(イ) 受験申込が完了していない場合

保護者は「ESAT-J 専用ポータルサイト」に登録されている学校名を前籍校から転入先の中学校に変更し、第 2-1 のとおり転入の時期により、「(3) ア 通常申込」、「(4) ウ 追加申込①」、「(4) エ 追加申込②」のいずれかにより受験申込を行う。

※ 保護者は(ア)又は(イ)の手続き完了後、転入先の学校に手続きが完了したことを伝える。

※ 転入先の学校は、「中学校管理者用ページ」において、該当生徒の情報が掲載されていることを確認する。

イ 保護者アカウント及び生徒アカウントを取得していない場合

第 2-1 のとおり転入の時期により、「(3) ア 通常申込」、「(4) ウ 追加申込①」、「(4) エ 追加申込②」のいずれかにより、保護者が「ESAT-J 専用ポータルサイト」で新規のアカウントを作成し、受験申込を行う。

ウ 追加申込①

9月16日(水)以降転入等により必要な生徒のみ

	時期	都内公立中学校等(教員)	生徒・保護者
事前準備	9月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・生徒用申込資料の配布(①・②は資料名) ①令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3) (生徒・保護者用リーフレット) ②令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)保護者・生徒用申し込みマニュアル ・保護者への受験申込依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料受領

受験上の配慮申請準備	受験上の配慮申請期間前 (必要な生徒のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者と、申請する受験上の配慮内容を相談、確認 ・受験上の配慮希望者から提出された様式1を確認し、学校記入欄に記入及び校長の公印の押印 ・受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるように支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校(教員)と受験上の配慮内容を相談の上、様式1を中学校に提出 ・中学校の確認後、様式1を画像データ化 ・様式1の原本は、受験が終了するまでの間、保護者が保管
受験申込期間 (受験上の配慮申請を含む)	9月18日(金)午前9時から10月8日(木)午後5時まで ※受験上の配慮申請を行う場合は、10月1日(木)午後5時まで	<p>(受験上の配慮申請を行う生徒がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるように支援 <p>・「中学校用管理者ページ」において生徒の受験申込状況の確認及び全ての生徒の受験申込完了の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都外からの転入の場合はESAT-J専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設 ・生徒情報を登録 ・「保護者用マイページ」において受験申込 <p>(受験上の配慮申請を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保護者用マイページ」において、<u>受験申込を行う際に、受験上の配慮を申請し、画像データ化した様式1をアップロード</u> ・審査結果を「保護者用マイページ」から確認
準備	10月下旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者から郵送される受験票の受取・生徒へ配布 ・「受験の手引き」及び「受験案内」を生徒に配布し、事前指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票を学校から受け取る。 ・試験当日持参する。
受験	11月22日(日)		<ul style="list-style-type: none"> ・試験を受験

エ 追加申込②

10月8日(木)以降転入等により必要な生徒のみ(令和8年12月13日(日)追・再試験受験)

	時期	都内公立中学校等(教員)	生徒・保護者
事前準備	10月8日(木)以降	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・生徒用申込資料の配布(①～②は資料名) ①令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)(生徒・保護者用リーフレット) ②令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)保護者・生徒用申し込みマニュアル ・保護者への受験申込依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料受領

受験上の配慮申請準備	受験上の配慮申請期間前（必要な生徒のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者と、申請する受験上の配慮内容を相談、確認 ・受験上の配慮希望者から提出された様式1を確認し、学校記入欄に記入及び校長の公印の押印 ・受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校（教員）と受験上の配慮内容を相談の上、様式1を中学校に提出 ・中学校の確認後、様式1を画像データ化 ・様式1の原本は、受験が終了するまでの間、保護者が保管
受験申込期間（受験上の配慮申請を含む）	<p>10月9日（金）から 11月20日（金）午後5時まで</p> <p>※受験上の配慮申請を行う場合は、11月6日（金）午後5時まで</p>	<p>（受験上の配慮申請を行う生徒がいる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 ・「中学校管理者用ページ」において生徒の受験申込状況の確認及び全ての生徒の受験申込完了の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて ESAT-J 専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設 ・生徒情報を登録 ・「保護者用マイページ」において受験申込 （受験上の配慮申請を行う場合） ・「保護者用マイページ」において、<u>受験申込を行う際に、受験上の配慮を申請し、画像データ化した様式1をアップロード</u> ・審査結果を「保護者用マイページ」から確認
準備	12月5日（土）以降	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて受験票の印刷を支援する。 ・「受験の手引き」及び「受験案内」を生徒に配布し、事前指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」から受験票をダウンロードし、印刷する。 ・試験当日持参する。
受験	12月13日（日）		<ul style="list-style-type: none"> ・試験を受験

第2-5 受験上の配慮

(1) 障害等のある受験者や心理面での配慮が必要な受験者、日本語指導を必要とする受験生に対する受験上の配慮

第1-9を併せて参照

※ やむを得ない事情により受験者が ESAT-J 専用ポータルサイトへ顔写真を登録できない場合、中学校が東京都教育委員会に電話連絡の上、「本人確認のための証明書（様式 11）」（以下「様式 11」という。）を作成して受験者に交付する。

交付を受けた受験者は、ESAT-J 専用ポータルサイトで顔写真の画像データを登録する代わりに、スマートフォンで撮影又はスキャナによる取込み等により、様式 11 の画像データ（png、jpg、jpeg、gif）を登録し、受験申込を行う。

受験者は、試験当日に受験票と併せて様式 11 を持参することで、受験者本人であることを証明する。

(2) 都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置

都内公立中学校等の生徒が、個別の状況や障害特性等の事由により、ESAT-J YEAR 3 が受験できない又は受験できなかった場合で、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置（以下「結果活用に関する措置」という。）を希望する場合は、次のとおり申請するものとする。

ア 申請事由

個別の状況や障害特性等

<事由の例>

- ・ 緘黙、きつ音や発話障害、難聴等の障害・疾患により、英語「話すこと」の評価ができない場合
- ・ 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校したくてもできない状況にある場合

イ 申請手続き

次の(ア)から(エ)の順に行う。

(ア) 生徒の在籍する中学校長は、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書」（様式5-1、様式5-2、様式5-3）、様式5-2又は様式5-3に係る証明書類等、「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の受験申請に係る提出書類送付書」（様式9）を、東京都教育委員会へ簡易書留郵便等により提出する。

※ 所見欄には、中学校における出欠席の状況や学習状況、当日受験できなかった理由の補足等を記載する。

(イ) 東京都教育委員会は、申請書の内容を審査の上、承認又は不承認を決定する。

(ウ) 審査の結果、承認された場合、東京都教育委員会は、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書」を、中学校長に簡易書留郵便等にて親展扱いで送付する。

(エ) 「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書」を受領した中学校長は、当該の生徒・保護者に写しを交付する。

ウ 申請期間

(第1次) 対象：個別の状況や障害特性等を理由としてESAT-J YEAR 3の受験申込をしない者でかつ体験受験を希望する者（様式5-1）

令和8年7月2日（木）から令和8年9月4日（金）まで

(第2次) 対象：個別の状況や障害特性等を理由としてESAT-J YEAR 3の受験申込をしない者でかつ体験受験を希望しない者（様式5-1）

令和8年7月2日（木）から令和8年10月23日（金）まで

※ 申込期間以降の転入生徒でESAT-J YEAR 3の受験申込をしない者については、教育庁グローバル人材育成部まで連絡する。

(第3次) 対象：ESAT-J YEAR 3の受験申込はしたが、本試験日に受験できず、かつ追・再試験日の受験が困難であると判断される者（様式5-2）

令和8年11月24日（火）から令和8年12月11日（金）まで

(第4次) 対象：ESAT-J YEAR 3の受験申込はしたが、本試験日及び追・再試験共に受験ができなかった者（様式5-3）

令和8年12月14日（月）から令和8年12月18日（金）まで

エ 本措置の内容

承認された者の扱いは、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」（令和8年9月公表予定）に定める。

（参考（令和4年度））

- ・ 令和4年5月26日公表『東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）結果の活用について』5 不受験者の扱いについて

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220526_03.html

- ・ ESAT-J 不受験者の主な扱いについて

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/files/release20220526_03/bessi.pdf

オ 留意点

- (ア) 提出された「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書」(様式5-1、様式5-2、様式5-3)の内容等について、東京都教育委員会が中学校に問合せを行うことがある。
- (イ) 特別支援学校の中学部及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒については、ESAT-J YEAR 3が希望による受験であることから、本申請書の提出は不要である。
- (3) 結果活用に関する措置申請承認を受けた生徒等に対する体験受験

第1-2 (1) 及び (3) の趣旨を踏まえて、結果活用に関する措置申請承認を受けた生徒又は特別支援学校中学部及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒のうち、きつ音や発話障害、難聴等の障害を理由として都立高等学校入学者選抜におけるESAT-J YEAR 3の結果活用を希望しない生徒に対し、次のとおり、体験受験の申請を可能とする。

なお、体験受験は11月22日(日)に行うが、体験受験の結果は都立高等学校入学者選抜学力検査には活用しない。通常の手続とは異なるため、十分留意すること。

ア 体験受験申請

- (ア) 結果活用に関する措置申請を行う生徒で体験受験を希望する場合
次の①から⑤の順に行う。

①生徒の在籍する中学校長は、**第2-5** (2) イ及びウの手順に従い、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置」を申請する。申請の際には、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書」(様式5-1)において、「体験受験希望」欄にチェックを入れ、申請期間(第1次)(令和8年7月2日(木)から令和8年9月4日(金)まで)に、「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の受験申請に係る提出書類送付書」(様式9)を同封してグローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当に簡易書留郵便等にて提出する。申請期間(第1次)の期間後以降に申請をした場合は、体験受験の申込はできないため、十分に留意する。

提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 14階南側
東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当
03-5320-6865

- ②東京都教育委員会は、申請書の内容を審査の上、承認又は不承認を決定する。
- ③東京都教育委員会は、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請結果通知書」及び「体験受験申請結果通知書」を、中学校長に簡易書留郵便等にて親展扱いで送付する。
- ④「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請結果通知書」を受領した中学校長は、当該の生徒・保護者に写しを交付する。
- ⑤保護者は、「保護者用マイページ」にて、令和8年10月8日(木)までに、ESAT-J YEAR 3の体験受験申込を行う。
- (イ) 都内公立特別支援学校中学部及び中学校の特別支援学級に在籍する生徒
次の①から⑤の順に行う。

①「体験受験希望届出書」(様式6)を作成する。

②在籍中学校等は、内容を確認の上、校長が公印を押印し、令和8年7月2日(木)から令和8年9月16日(水)までに、「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の受験申請に係る提出書類送付書」(様式9)を同封してグローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当に簡易書留郵便等にて提出する。

提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 14階南側
東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当
03-5320-6865

- ③東京都教育委員会は、「体験受験希望届受領書」を、中学校長に簡易書留郵便等にて親展扱いで送付する。
- ④「体験受験希望届受領書」を受領した中学校長は、当該の生徒・保護者に写しを交付する。
- ⑤保護者は、「保護者用マイページ」にて、ESAT-J YEAR 3の受験申込を行う。

(ウ) 体験受験申込の流れ

	時期	都内公立中学校等（教員）	生徒・保護者
事前準備	7月2日（木）から 9月4日（金）まで	<ul style="list-style-type: none"> 対象生徒への体験受験意思の確認 生徒から提出された「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書」（様式5-1）又は「体験受験希望届出書」（様式6）を確認（学校記入欄に記入及び校長の公印の押印） 「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の受験申請に係る提出書類送付書」（様式9）の作成 東京都教育庁グローバル人材育成部に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 第2-5（2）「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書」（様式5-1）（体験受験希望欄にチェックを入れる）又は「体験受験希望届出書」（様式6）にて体験受験を申請
受験申込期間（受験上の配慮申請を含む）	<p>「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請結果通知書」又は「体験受験希望届受領書」の到着後から10月8日（木）まで</p> <p>※受験上の配慮申請を行う場合は、10月1日（木）まで</p>	<p>（受験上の配慮が必要な場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒・保護者と、申請する配慮内容を相談、確認 受験上の配慮希望者から提出された「受験上の配慮申請書」を確認し、学校記入欄に記入及び校長の公印の押印 	<ul style="list-style-type: none"> 「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請結果通知書」又は「体験受験希望届受領書」の到着後、必要に応じて ESAT-J 専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設 生徒情報の更新又は登録 「保護者用マイページ」で受験申込 <p>（受験上の配慮が必要な場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校（教員）と受験上の配慮内容を相談の上、「受験上の配慮申請書」を中学校に提出 中学校の確認後、「受験上の配慮申請書」を画像データ化 「保護者用マイページ」において画像データ化した「受験上の配慮申請書」を提出 審査結果を「保護者用マイページ」から確認
準備	10月下旬以降	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から送付される受験票の受取・生徒へ配布 「受験の手引き」及び「受験案内」を生徒に配布し、事前指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 受験票を学校から受け取る。 試験当日持参する。
受験	11月22日（日）		<ul style="list-style-type: none"> 試験を受験
事後申告	都立高等学校入学者選抜（第一次募集・分割前期募集）出願後	<ul style="list-style-type: none"> 都立高等学校入学者選抜（第一次募集・分割前期募集）に出願した場合、東京都教育委員会へ、「都立高等学校入学者選抜出願申告書」（様式7）を提出 	

イ 個人レポートの返却

体験受験の受験者への個人レポートの返却は、都立高等学校入学者選抜第一次募集・分割前期募集における志願変更が確定する日（入学願書再提出日）以降に、東京都教育委員会から受験者の在籍校の中学校長に、簡易書留郵便等にて親展扱いで送付する。

ウ 都立高等学校入学者選抜第一次募集・分割前期募集に出願した場合

「都立高等学校入学者選抜出願申告書」（様式7）を都立高等学校入学者選抜第一次募集・分割前期募集における志願変更が確定する日（入学願書再提出日）までに「中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) の受験申請に係る提出書類送付書」（様式9）を同封して簡易書留郵便等にて教育庁グローバル人材育成部に提出する。

提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 14階南側
東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当
03-5320-6865

第2-6 テスト結果の返却及び結果の活用

(1) 返却スケジュール

事業者は、試験実施後、次のとおり結果を返却する。

実施日	令和8年11月22日(日)	令和8年12月13日(日)
「生徒用マイページ」及び「保護者用マイページ」への結果公開	令和9年1月6日(水)	令和9年1月22日(金)
「中学校管理者用ページ」への結果公開		
生徒用個人レポート発送	令和9年1月18日(月)	令和9年1月28日(木)
「区市町村教育委員会用ページ」への結果公開	令和9年1月6日(水)	令和9年1月22日(金)

(2) テスト結果の返却

ア 生徒

生徒の「話すこと」の力の向上に資することを目的とし、生徒に対し次のとおり結果を返却する。

(イ) 返却内容

ESAT-J GRADE、参考CEFR-J レベル、スコア、該当GRADEに係るCAN-DO STATEMENTS、学習アドバイス、CAN-DO STATEMENTS 一覧

(ロ) 返却の方法

「生徒用マイページ」及び「保護者用マイページ」における提示、A4版個人レポート2枚の送付

(ハ) 中学校の対応

中学校は、個人レポートを受領後、枚数を確認し、別途指定する受領報告フォームにより受領報告をする。

個人レポートは、鍵のかかる場所で保管する。

イ 中学校

「話すこと」に関する指導の改善・充実に資することを目的とし、中学校等に対し次のとおり結果を返却する。

(イ) 返却内容

① 学校データ（平均ESAT-J GRADE及びその度数分布、平均スコア及びその度数分布、平均参考CEFR-J レベル、観点別結果、生徒成績一覧）

② 東京都データ（平均ESAT-J GRADE及びその度数分布、平均スコア及びその度数分布、平均参考CEFR-J レベル、観点別結果）

(ロ) 返却の方法

「中学校管理者用ページ」にデータで提示

ウ 区市町村教育委員会

区市町村教育委員会における、業務改善及び施策立案を目的とし、次のとおり所管する学校に係る結果を提供する。

- (ア) 提供内容
平均 ESAT-J GRADE 及びその度数分布、平均スコア及びその度数分布、平均参考 CEFR-J レベル、観点別結果
 - (イ) 提供方法
「区市町村教育委員会用ページ」にデータで提示
- (3) 東京都立高等学校入学者選抜における結果の活用
詳細については、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」（令和8年9月公表予定）において定める。

第3 都内国私立中学校に関する事項

第3-1 日程

事項	都内国私立中学校生徒で受験を希望する生徒	
実施日	令和8年11月22日(日)	令和8年12月13日(日)
受験申込	令和8年9月1日(火)から 令和8年10月8日(木)まで	令和8年10月9日(金)から 令和8年11月20日(金)まで
受験上の配慮 申請	令和8年9月1日(火)から 令和8年9月25日(金)まで	令和8年10月9日(金)から 令和8年11月6日(金)まで
本試験受験日	令和8年11月22日(日)	
追試験申込	令和8年11月25日(水)から 令和8年11月30日(月)まで	
追・再試験受験日	令和8年12月13日(日)	
結果返却	WEB 令和9年1月6日(水) 発送 令和9年1月18日(月)	WEB 令和9年1月22日(金) 発送 令和9年1月28日(木)

第3-2 都内国私立中学校に在籍する生徒のESAT-J YEAR 3の受験について

(1) 都内国私立中学校に在籍する生徒のESAT-J YEAR 3の受験について

ア 都内国私立中学校に在籍する生徒は、原則ESAT-J YEAR 3の受験対象外とする。ただし、都内国私立中学校に在籍する第3学年生徒のうち、都立高等学校入学者選抜を受検する生徒は、ESAT-J YEAR 3を受験することができる。なお、受験したESAT-J YEAR 3の結果は、都立高等学校入学者選抜(第一次募集・分割前期募集)に活用する。

イ 受験申込を行った生徒が、事故や病気等のやむを得ない理由がなく欠席した場合は、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置」(以下「結果活用に関する措置」という)の対象とはならず、スピーキングテストに相当する得点の付与はしない。

事故やインフルエンザ等のやむを得ない理由で欠席し、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置を受ける場合には、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書(追・再試験実施日後)」(様式5-3)及び診断書等の証明書を、校長を通じて東京都教育委員会に申請し、承認を受けることとする。

(2) 不受験の取扱い

東京都の公立中学校等に在籍していないため、ESAT-J YEAR 3を受験していない生徒(国私立中学校在籍者、他県中学校在籍者等)については、都立高等学校入学者選抜において不利にならないように取り扱う。

※ 詳細は、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」(令和8年9月公表予定)に定める。

(参考(令和4年度))

- 令和4年5月26日公表『東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)結果の活用について』5 不受験者の扱いについて

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220526_03.html

- ESAT-J 不受験者の主な扱いについて

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/files/release20220526_03/bessi.pdf

第3-3 都内国私立中学校における手続き

都内国私立中学校は次の(1)から(8)の手続きを行う。

(1) 申込関連資料等の請求

令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜を受検する生徒で、ESAT-J YEAR 3の受験を希望する生徒がいる場合は、教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当宛てにメール(S0311301@section.metro.tokyo.jp)にて次のア～エの内容を連絡し、受験申込期間の最終日の10日前までに、資料請求を行う。

- ア 中学校名
 - イ 担当者名
 - ウ 学校電子メールアドレス（複数メールアドレスがある場合は代表メールアドレス）
 - エ 資料請求時点での校内での受験見込者数
 - ※ 学校メールアドレスは教育庁グローバル人材育成部との情報連携及び中学校の学校管理者用ページへログインする際に使用するメールアドレスとなる。
- (2) ESAT-J 専用ポータルサイトにおける中学校管理者用ページの開設
- 東京都教育委員会からの中学校管理者用アカウント開設についての連絡（以下、アカウント開設連絡）後、中学校管理者用ページへログインし、中学校管理者用アカウントを開設する。
- ※ (1) の資料請求を行ってからアカウント開設連絡（管理者用ページの開設）までには1週間程度を要することを考慮し、申し込むこと。
 - ※ 学校管理者用ページへのログイン方法は、アカウント開設連絡と同時に送付される「中学校管理者用ページマニュアル」を参照し、パスワードを設定し行う。
 - ※ 令和7年度以前にログインした場合も改めてパスワードを設定しログインする。
- (3) 受験に関する資料等の受領及び保護者・生徒への配布
- ア 申込関連資料（保護者・生徒用）
 - ※ 「中学校管理者用ページ」からダウンロード
 - (ア) ESAT-J YEAR 3 の受験を希望する皆さんへ
 - (イ) 令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 保護者・生徒用申し込みマニュアル
 - イ 受験の手引き（受験者用）及び受験案内
 - ※ 令和8年10月下旬以降、「中学校管理者用ページ」からダウンロード
- (4) (受験上の配慮を申請する場合) 保護者から提出された「中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 受験上の配慮申請書 (様式1)」(以下「様式1」という。)の内容を確認、校長の公印を押印し、保護者に交付する。
- (5) 本試験実施後、追試験対象生徒の有無を確認し、追試験対象生徒がいた場合は「追試験受験申請書」(様式2)の内容確認及び公印押印の上、保護者に交付、必要に応じて受験申込支援
- (6) 個人レポートの受領（受験状況の把握）及び受領後の東京都教育委員会への受領報告フォームによる受領報告
- ※ 受領報告用のフォームリンクは別途送付する。
- (7) 結果 (ESAT-J GRADE) を都立高等学校入学者選抜における調査書に記載
- ※ ESAT-J YEAR 3 を受験した生徒は、ESAT-J YEAR 3 の結果を必ず調査書に記載する。
 - ※ 調査書に ESAT-J YEAR 3 の結果を記載して提出する対象の選抜は、第一次募集・分割前期募集でリスニングテストを含む英語学力検査を課す学校（エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校、及び自校作成問題によりリスニングテストを実施しない定時制課程は対象外）とする。
- (8) 「個人レポート」を都立高校へ提出
- ※ 提出日等は入学予定の都立高校の指示に従う。

第3-4 受験申込

- (1) 方法
- 原則として保護者が、個人が所有するパソコンやスマートフォン等から、ESAT-J 専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」より受験申込を行う。申込時点で成年年齢に達している場合は、本人が受験申込を行うことも可能とする。
- (2) 事前準備
- 受験申込の際には事前に次の準備を行う。
- ア 本人確認のための生徒の顔写真データ
 - イ 専用ポータルサイトにおいて保護者アカウントの作成及び「保護者用マイページ」の開設
 - ウ 「保護者用マイページ」において生徒アカウントの作成及び「生徒用マイページ」の開設
 - エ 「保護者用マイページ」において生徒情報の入力
 - オ (受験上の配慮を申請する場合) 「受験上の配慮申請書」の作成及び中学校の確認

(3) 申込から受験までの流れ

ア 申込期間 (11月22日(日) 本試験日受験)

	時期	都内国私立中学校 (教員)	生徒・保護者
事前準備	7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 実施要項 (本資料) の受領 	
	7月～受験申込期間の最終日の10日前	<ul style="list-style-type: none"> 申込関連資料請求 受験を希望する生徒がいる場合は東京都教育委員会に電子メールにて連絡し、申込関連資料を請求 	<ul style="list-style-type: none"> 都内国私立中学校に在籍する第3学年生徒で、受験を希望する生徒は、在籍中学校にその旨を申告
	申込関連資料請求後	<ul style="list-style-type: none"> 申込関連資料の受領 保護者への受験申込依頼 ESAT-J 専用ポータルサイトにおいて、中学校管理者アカウントを作成し、「中学校管理者用ページ」を開設 保護者・生徒用申込関連資料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・生徒用申込関連資料の受領
	受験上の配慮申請期間前 (必要な生徒のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 生徒・保護者と、申請する配慮内容を相談、確認 受験上の配慮希望者から提出された様式1を確認し、学校記入欄に記入及び校長の公印押印 受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校 (教員) と受験上の配慮内容を相談の上、様式1を中学校に提出 中学校の確認後、様式1を画像データ化
申込 (受験上の配慮申請含む)	9月1日(火) 午前9時から10月8日(木) 午後5時まで		<ul style="list-style-type: none"> ESAT-J 専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設 生徒情報を登録 「保護者用マイページ」において受験申込
	受験上の配慮申請を行う場合は、9月25日(金) 午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> (受験上の配慮申請を行う生徒がいる場合) 受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 「中学校管理者用ページ」において生徒の受験申込状況の確認及び当該の生徒の受験申込完了の確認 	<ul style="list-style-type: none"> (受験上の配慮申請を行う場合) 「保護者用マイページ」において、<u>受験申込を行う際に、受験上の配慮を申請し、画像データ化した様式1をアップロード</u> 審査結果を「保護者用マイページ」から確認
準備	10月下旬以降	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて受験票の印刷を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」から受験票をダウンロードし、印刷する。 「受験の手引き」及び「受験案内」をダウンロードする。 試験当日持参する。
受験	11月22日(日)		<ul style="list-style-type: none"> 試験を受験

イ 追加申込期間（令和8年12月13日（日）受験）

※ ア 申込期間以降に受験申込が必要になった生徒のための申込期間

	時期	都内国私立中学校（教員）	生徒・保護者
事前準備	10月9日（金）以降	<ul style="list-style-type: none"> 申込関連資料請求 受験を希望する生徒がいる場合は、東京都教育委員会に電子メールにて連絡し、申込関連資料を請求 	<ul style="list-style-type: none"> 都内国私立中学校に在籍する第3学年生徒で、受験を希望する生徒は、在籍中学校にその旨を申告する。
	申込関連資料請求後	<ul style="list-style-type: none"> 申込関連資料の受領 保護者への受験申込依頼 ESAT-J専用ポータルサイトにおいて、中学校管理者アカウントを作成し、「中学校管理者用ページ」を開設 保護者・生徒用申込関連資料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・生徒用申込関連資料の受領
	受験上の配慮申請期間前 （必要な生徒のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 生徒・保護者と、申請する配慮内容を相談、確認 受験上の配慮希望者から提出された様式1を確認し、学校記入欄に記入及び校長の公印押印 受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校（教員）と受験上の配慮内容を相談の上、様式1を中学校に提出 中学校の確認後、様式1を画像データ化
受験申込期間 （受験上の配慮申請を含む）	10月9日（金）午前9時から 11月20日（金）午後5時まで （必要な生徒のみ） 受験上の配慮申請を行う場合は、11月6日（金）まで	（受験上の配慮申請を行う生徒がいる場合） <ul style="list-style-type: none"> 受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 「中学校管理者用ページ」において生徒の受験申込状況の確認及び当該の生徒の受験申込完了の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ESAT-J専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設 生徒情報を登録 「保護者用マイページ」において受験申込 （受験上の配慮申請を行う場合） <ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」において、<u>受験申込を行う際に、受験上の配慮を申請し、画像データ化した様式1をアップロード</u> 審査結果を「保護者用マイページ」から確認
準備	12月5日（土）以降	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて受験票の印刷を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」から受験票をダウンロードし、印刷する。 「受験の手引き」及び「受験案内」をダウンロードする。 試験当日持参する。
受験	12月13日（日）		<ul style="list-style-type: none"> 試験を受験

第3-5 テスト結果の返却及び結果の活用

(1) 返却スケジュール

事業者は、試験実施後、次のとおり結果を返却する。

実施日	令和8年11月22日(日)	令和8年12月13日(日)
「生徒用マイページ」及び「保護者用マイページ」への結果公開	令和9年1月6日(水)	令和9年1月22日(金)
「中学校管理者用ページ」への結果公開		
生徒用個人レポート発送	令和9年1月18日(月)	令和9年1月28日(木)

(2) テスト結果の返却

生徒には、次のとおり個人レポートを返却する。

ア 個人レポートの内容

ESAT-J GRADE、参考 CEFR-J レベル、スコア、該当 GRADE に係る CAN-DO STATEMENTS、学習アドバイス、CAN-DO STATEMENTS 一覧

イ 結果返却の方法

「生徒用マイページ」及び「保護者用マイページ」における提示、A4版個人レポート2枚の送付

ウ 中学校の対応

中学校は、個人レポートを受領後、枚数を確認し、別途指定する受領報告フォームにより受領報告をする。

個人レポートは、鍵のかかる場所で保管する。

(3) 東京都立高等学校入学者選抜における結果の活用

詳細は、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」（令和8年9月公表予定）に定める。

（参考（令和4年度））

- 東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）結果の活用について（令和4年5月26日公開）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220526_03.html

第4 都外中学校等に関する事項

第4-1 日程

事項	都外中学校等生徒で受験を希望する生徒	
実施日	令和8年11月22日(日)	令和8年12月13日(日)
受験申込	令和8年9月1日(火)から 令和8年10月8日(木)まで	令和8年10月9日(金)から 令和8年11月20日(金)まで
受験上の配慮 申請	令和8年9月1日(火)から 令和8年9月25日(金)まで	令和8年10月9日(金)から 令和8年11月6日(金)まで
本試験受験日	令和8年11月22日(日)	
追試験申込	令和8年11月25日(水)から 令和8年11月30日(月)まで	
追・再試験受験日	令和8年12月13日(日)	
結果返却	WEB 令和9年1月6日(水) 発送 令和9年1月18日(月)	WEB 令和9年1月22日(金) 発送 令和9年1月28日(木)

第4-2 都外中学校等に在籍する生徒のESAT-J YEAR 3の受験について

(1) 都外中学校等に在籍する生徒のESAT-J YEAR 3の受験について

ア 都外中学校等に在籍する生徒は、原則ESAT-J YEAR 3の受験対象外とする。ただし、都外中学校等に在籍する第3学年生徒のうち、都立高等学校入学者選抜を受検する生徒は、ESAT-J YEAR 3を受験することができる。なお、受験したESAT-J YEAR 3の結果は、都立高等学校入学者選抜に活用する。

イ 受験申込を行った生徒が、事故や病気等のやむを得ない理由がなく欠席した場合は、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置」(以下「結果活用に関する措置」という)の対象とはならず、スピーキングテストに相当する得点の付与はしない。

事故やインフルエンザ等のやむを得ない理由で欠席し、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置を受ける場合には、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書(追・再試験実施日後)」(様式5-3)及び診断書等の証明書を、校長を通じて東京都教育委員会に申請し、承認を受けることとする。

(2) 不受験の取扱い

東京都の公立中学校等に在籍していないため、ESAT-J YEAR 3を受験していない生徒(国私立中学校在籍者、他県中学校在籍者等)については、都立高等学校入学者選抜において不利にならないように取り扱う。

※ 詳細は、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」(令和8年9月公表予定)に定める。

(参考(令和4年度))

- 令和4年5月26日公表『東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)結果の活用について』5 不受験者の扱いについて
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220526_03.html
- ESAT-J 不受験者の主な扱いについて
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/files/release20220526_03/bessi.pdf

第4-3 都外中学校等における手続き

都外中学校等は次の(1)から(8)までの手続きを行う。

(1) 受験に関する書類作成及び申込関連資料等の請求

令和9年度東京都立高等学校入学者選抜を受検する生徒で、ESAT-J YEAR 3の受験を希望する生徒がいる場合は、速やかに教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当宛てにメール(S0311301@section.metro.tokyo.jp)にて連絡の上、「令和8年度 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)受験申請書(様式8-1)」(以下「様式8-1」という。)を作成し、受験申込期間の最終日の10日前までに、「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の受験

申請に係る提出書類送付書」(様式9)を同封して提出する。

提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 14階南側
東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当
03-5320-6865

(2) ESAT-J専用ポータルサイトにおける中学校管理者用ページの開設

東京都教育委員会からの中学校管理者用アカウント開設についての連絡(以下、アカウント開設連絡)後、中学校管理者用ページへログインし、中学校管理者用アカウントを開設する。

※ (1)の資料請求を行ってからアカウント開設連絡(管理者用ページの開設)までには1週間程度を要することを考慮し、申込むこと。

※ 学校管理者用ページへのログイン方法は、アカウント開設連絡と同時に送付される「中学校管理者用ページマニュアル」を参照し、パスワードを設定し行う。

※ 令和7年度以前にログインした場合も改めてパスワードを設定しログインする。

(3) 受験に関する資料等の受領及び保護者・生徒への配布

ア 申込関連資料(保護者・生徒用)

※ 「中学校管理者用ページ」からダウンロード

(ア)ESAT-J YEAR 3の受験を希望する皆さんへ

(イ)令和8年度 中学3年生対象 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)保護者・生徒用申し込みマニュアル

イ 受験の手引き(受験者用)及び受験案内

※ 令和8年10月下旬以降、「中学校管理者用ページ」からダウンロード

(4) (受験上の配慮を申請する場合)保護者から提出された「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)受験上の配慮申請書(様式1)」(以下「様式1」という。)の内容を確認、校長の公印を押印し、保護者に交付

(5) 本試験実施後、追試験対象生徒の有無を確認し、追試験対象生徒がいた場合は「追試験受験申請書」(様式2)の内容確認及び公印押印の上、保護者に交付、必要に応じて受験申込支援

(6) 個人レポートの受領(受験状況の把握)及び受領後の東京都教育委員会への受領報告フォームによる受領報告

※ 受領報告用のフォームリンクは別途送付する。

(7) 結果(ESAT-J GRADE)を都立高等学校入学者選抜における調査書に記載

※ ESAT-J YEAR 3を受験した生徒は、ESAT-J YEAR 3の結果を必ず調査書に記載する。

※ 調査書にESAT-J YEAR 3の結果を記載して提出する対象の選抜は、第一次募集・分割前期募集でリスニングテストを含む英語学力検査を課す学校(エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校、及び自校作成問題によりリスニングテストを実施しない定時制課程校は対象外)とする。

(8) 「個人レポート」を都立高校へ提出

※ 提出日等は入学予定の都立高校の指示に従う。

第4-4 受験申込

(1) 方法

原則として保護者が、個人が所有するパソコンやスマートフォン等から、ESAT-J専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」より受験申込を行う。申込時点で成年年齢に達している場合は、本人が受験申込を行うことも可能とする。

(2) 事前準備

受験申込の際には事前に次の準備を行う。

ア 本人確認のための生徒の顔写真データ

イ 専用ポータルサイトにおいて保護者アカウントの作成及び「保護者用マイページ」の開設

ウ 「保護者用マイページ」において生徒アカウントの作成及び「生徒用マイページ」の開設

エ 「保護者用マイページ」において生徒情報の入力

オ (受験上の配慮を申請する場合) 様式1の作成及び中学校の確認

(3) 申込から受験までの流れ

ア 申込期間 (11月22日(日) 本試験日受験)

	時期	都外中学校等 (教員)	生徒・保護者
事前準備	7月～受験申込期間の最終日の10日前	<ul style="list-style-type: none"> 申込関連資料請求 受験を希望する生徒がいる場合は、東京都教育委員会に電子メールにて連絡の上、様式8-1を作成し、申込関連資料を請求 	<ul style="list-style-type: none"> 都外中学校等に在籍する第3学年生徒で、受験を希望する生徒は、在籍中学校にその旨を申告 様式8-1を作成し、中学校に提出
	申込関連資料請求後	<ul style="list-style-type: none"> 申込関連資料の受領 保護者への受験申込依頼 ESAT-J専用ポータルサイトにおいて、中学校管理者アカウントを作成し、「中学校管理者用ページ」を開設 保護者・生徒用申込関連資料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・生徒用申込関連資料の受領
	受験上の配慮申請期間前 (必要な生徒のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 生徒・保護者と、申請する配慮内容を相談、確認 受験上の配慮希望者から提出された様式1を確認し、学校記入欄に記入及び校長の公印押印 受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校(教員)と受験上の配慮内容を相談の上、様式1を中学校に提出 中学校の確認後、様式1を画像データ化
申込 (受験上の配慮申請を含む)	9月1日(火) 午前9時から 10月8日(木) 午後5時まで 受験上の配慮申請を行う場合は、9月25日(金)午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> (受験上の配慮申請を行う生徒がいる場合) 受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 「中学校管理者用ページ」において生徒の受験申込状況の確認及び当該の生徒の受験申込完了の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ESAT-J専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設 生徒情報を登録 「保護者用マイページ」において受験申込 (受験上の配慮申請を行う場合) 「保護者用マイページ」において、<u>受験申込を行う際に、受験上の配慮を申請し、画像データ化した様式1をアップロード</u> 審査結果を「保護者用マイページ」から確認
	10月下旬以降	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて受験票の印刷を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」から受験票をダウンロードし、印刷する。 「受験の手引き」及び「受験案内」をダウンロードする。 試験当日持参する。
準備			
受験	11月22日(日)		<ul style="list-style-type: none"> 試験を受験

イ 追加申込期間（令和8年12月13日（日）受験）

※ ア 申込期間以降に受験申込が必要になった生徒のための申込期間

	時期	都外中学校等（教員）	生徒・保護者
事前準備	10月9日（金）以降	<ul style="list-style-type: none"> ・申込関連資料請求 受験を希望する生徒がいる場合は、東京都教育委員会に電子メールにて連絡の上、様式8-1を作成し、申込関連資料を請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・都外中学校等に在籍する第3学年生徒で、受験を希望する生徒は、在籍中学校にその旨を申告 ・様式8-1を作成し、中学校に提出
	申込関連資料請求後	<ul style="list-style-type: none"> ・申込関連資料の受領 ・保護者への受験申込依頼 ・ESAT-J専用ポータルサイトにおいて、中学校管理者アカウントを作成し、「中学校管理者用ページ」を開設 ・保護者・生徒用申込関連資料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・生徒用申込関連資料を受領
	受験上の配慮申請期間前 （必要な生徒のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者と、申請する配慮内容を相談、確認 ・受験上の配慮希望者から提出された様式1を確認し、学校記入欄に記入及び校長の公印を押印 ・受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校（教員）と受験上の配慮内容を相談の上、様式1を中学校に提出 ・中学校の確認後、様式1を画像データ化
受験申込期間（受験上の配慮申請を含む）	10月9日（金）午前9時から 11月20日（金）午後5時まで （必要な生徒のみ） 受験上の配慮申請を行う場合は、11月6日（金）まで	（受験上の配慮申請を行う生徒がいる場合） <ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮の必要な生徒が申請期間内に確実に申請できるよう支援 <ul style="list-style-type: none"> ・「中学校管理者用ページ」において生徒の受験申込状況の確認及び当該の生徒の受験申込完了の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ESAT-J専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設 ・生徒情報を登録 ・「保護者用マイページ」において受験申込 （受験上の配慮申請を行う場合） <ul style="list-style-type: none"> ・「保護者用マイページ」において、<u>受験申込を行う際に、受験上の配慮を申請し、画像データ化した様式1をアップロード</u> ・審査結果を「保護者用マイページ」から確認
準備	12月5日（土）以降	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて受験票の印刷を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」から受験票をダウンロードし、印刷する。 ・「受験の手引き」及び「受験案内」をダウンロードする。 ・試験当日持参する。
受験	12月13日（日）		<ul style="list-style-type: none"> ・試験を受験

第4-5 テスト結果の返却及び結果の活用

(1) 返却スケジュール

事業者は、試験実施後、次のとおり中学校に結果を返却する。

実施日	令和8年11月22日(日)	令和8年12月13日(日)
「生徒用マイページ」及び「保護者用マイページ」への結果公開	令和9年1月6日(水)	令和9年1月22日(金)
「中学校管理者用ページへ」の結果公開		
生徒用個人レポート発送	令和9年1月18日(月)	令和9年1月28日(木)

(2) 結果の返却

生徒には、次のとおり結果を返却する。

ア 内容

ESAT-J GRADE、参考 CEFR-J レベル、スコア、該当 GRADE に係る CAN-DO STATEMENTS、学習アドバイス、CAN-DO STATEMENTS 一覧

イ 結果返却の方法

「生徒用マイページ」及び「保護者用マイページ」における提示、A4版個人レポート2枚

ウ 中学校の対応

中学校は、個人レポートを受領後、枚数を確認し、別途指定する受領報告フォームにより受領報告をする。

個人レポートは、鍵のかかる場所で保管する。

(3) 東京都立高等学校入学者選抜における結果の活用

詳細は、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」(令和8年9月公表予定)に定める。

(参考(令和4年度))

- ・ 東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 結果の活用について (令和4年5月26日公開)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220526_03.html

第5 卒業者に関する事項

第5-1 日程

事項	中学校を卒業した者で受験を希望する者	
実施日	令和8年11月22日(日)	令和8年12月13日(日)
受験申込	令和8年9月1日(火)から 令和8年10月8日(木)まで	令和8年10月9日(金)から 令和8年11月20日(金)まで
受験上の配慮申請	令和8年9月1日(火)から 令和8年9月25日(金)まで	令和8年10月9日(金)から 令和8年11月6日(金)まで
本試験受験日	令和8年11月22日(日)	
追試験申込	令和8年11月25日(水)から 令和8年11月30日(月)まで	
追・再試験受験日	令和8年12月13日(日)	
結果返却	WEB 令和9年1月6日(水) 郵送 令和9年1月18日(月)	WEB 令和9年1月22日(金) 郵送 令和9年1月28日(木)

第5-2 卒業者のESAT-J YEAR 3の受験について

(1) 中学校を卒業した者のESAT-J YEAR 3の受験について

ア 中学校を卒業した者(以下「卒業者」という。)は、原則ESAT-J YEAR 3の受験対象外とする。ただし、都立高等学校入学者選抜を受検する卒業者は、ESAT-J YEAR 3を受験することができる。なお、受験したESAT-J YEAR 3の結果は、都立高等学校入学者選抜に活用する。

イ 受験申込を行った者が、事故やインフルエンザ等のやむを得ない理由がなく欠席した場合は、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置」(以下「結果活用に関する措置」という)の対象とはならず、スピーキングテストに相当する得点の付与はしない。

事故やインフルエンザ等のやむを得ない理由で欠席し、結果活用に関する措置を受ける場合には、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書(追・再試験実施日後)」(様式5-3)及び診断書等の証明書を、東京都教育委員会に申請し、承認を受けることとする。

(2) 不受験の取扱い

東京都の公立中学校等に在籍していないため、ESAT-J YEAR 3を受験していない卒業者については、都立高等学校入学者選抜において不利にならないように取り扱う。

※ 詳細は、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」(令和8年9月公表予定)に定める。

(参考)

- 令和4年5月26日公表『東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)結果の活用について』5 不受験者の扱いについて
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220526_03.html
- ESAT-J 不受験者の主な扱いについて
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/files/release20220526_03/bessi.pdf

第5-3 卒業者の手続き

卒業者本人又は保護者は次の(1)から(6)までの手続きを、卒業者が在籍していた中学校等は次の(5)の手続きを行う。

(1) 受験に関する書類作成及び申込関連資料等の請求

令和9年度東京都立高等学校入学者選抜を受検する者で、ESAT-J YEAR 3の受験を希望する者は、受験申込期間の最終日の10日前までに東京都教育委員会に電話連絡の上、「令和8年度 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)受験申請書(様式8-2)」(以下「様式8-2」という。)を作成し、「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の受験申請に係る提出書類送付書」

(様式9)を同封して個人レポートの返却用角2返信用封筒(宛名に自宅住所及び本人氏名を記載し、簡易書留郵便での発送分の切手(490円分)を貼付)と共に東京都教育委員会へ提出する。

提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 14階南側
東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当
03-5320-6865

- (2) 受験に関する資料等の受領
 - ア 申込関連資料(保護者・生徒用)
 - (ア) ESAT-J YEAR 3の受験を希望する皆さんへ
 - (イ) 令和8年度 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3) 保護者・生徒用申し込みマニュアル
 - イ 受験の手引き(受験者用) ※令和8年11月送付予定
- (3) (受験上の配慮を申請する場合) 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3) 受験上の配慮申請書(様式1)」(以下「様式1」という。)
- (4) 個人レポートの受領
- (5) 結果(ESAT-J GRADE)を都立高等学校入学者選抜における調査書に記載するよう卒業した中学校へ依頼
 - ※ 中学校はESAT-J YEAR 3を受験した卒業者の結果を必ず調査書に記載する。卒業者は、中学校へ個人レポートを持参し、調査書の作成を依頼する。ただし、令和8年3月31日現在、満20歳以上のものは、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。
 - ※ 調査書にESAT-J YEAR 3の結果を記載して提出する対象の選抜は、第一次募集・分割前期募集でリスニングテストを含む英語学力検査を課す学校(エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校、及び自校作成問題によりリスニングテストを実施しない定時制課程校は対象外)とする。
- (6) 「個人レポート」を都立高校へ提出
 - ※ 提出日等は入学予定の都立高校の指示に従う。

第5-4 卒業者の受験申込

- (1) 方法
 - 原則として保護者が、個人が所有するパソコンやスマートフォン等から、ESAT-J専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」より受験申込を行う。申込時点で成年年齢に達している場合は、本人が受験申込を行うことも可能とする。
- (2) 事前準備
 - 受験申込の際には事前に次の準備を行う。
 - ア 本人確認のための顔写真データ
 - イ 専用ポータルサイトにおいて保護者アカウントの作成及び「保護者用マイページ」の開設
 - ウ 「保護者用マイページ」において生徒アカウントの作成及び「生徒用マイページ」の開設
 - エ 「保護者用マイページ」において生徒情報の入力
 - オ (受験上の配慮を申請する場合)「受験上の配慮申請書」の作成
- (3) 申込みから受験までの流れ
 - ア 申込期間(11月22日(日)本試験日受験)

	時期	卒業生・保護者
事前準備	7月～受験申込期間の最終日の10日前	<ul style="list-style-type: none"> ・申込関連資料請求 受験を希望する場合は、東京都教育委員会に連絡し、様式8-2及び簡易書留郵便での発送分の切手(490円分)を貼った角2返信用封筒を提出の上、申込関連資料を請求 (連絡先) 教育庁グローバル人材育成部 国際教育企画課国際教育推進担当 03-5320-6865
	申込関連資料請求後	<ul style="list-style-type: none"> ・申込関連資料の受領
	受験上の配慮申請期間前(必要な受験者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1をダウンロードし、必要事項を記入

受験申込 (受験上の配慮申請含む)	9月1日(火)午前9時から 10月8日(木)午後5時まで 受験上の配慮申請(必要な受験者のみ) 9月25日(金)午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ESAT-J専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設 受験者情報(生徒情報)を登録 「保護者用マイページ」において、受験申込 (受験上の配慮を申請する場合) <ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」において画像データ化した様式1を提出 審査結果を「保護者用マイページ」から確認
準備	11月6日(金)以降	<ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」において受験票を印刷 東京都教育委員会から送付される「受験の手引き」及び「受験案内」の内容を確認
受験	11月22日(日)	<ul style="list-style-type: none"> 試験を受験

イ 追加申込期間(令和8年12月13日(日)受験)

※「ア 申込期間」以降に受験申込が必要になった場合の申込期間

	時期	卒業生・保護者
事前準備	10月9日(金)以降	<ul style="list-style-type: none"> 申込関連資料請求 受験を希望する場合は、東京都教育委員会に連絡し、様式8-2及び簡易書留郵便での発送分の切手(490円分)を貼った角2返信用封筒を提出の上、申込関連資料を請求 (連絡先) 教育庁グローバル人材育成部 国際教育企画課国際教育推進担当 03-5320-6865
	申込関連資料請求後	<ul style="list-style-type: none"> 申込関連資料の受領
	受験上の配慮申請期間前 (必要な受験者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 様式1をダウンロードし、必要事項を記入
受験申込 (受験上の配慮申請含む)	(必要な受験者のみ) 10月9日(金)午前9時から 11月20日(金)午後5時まで 受験上の配慮申請(必要な受験者のみ) 11月6日(金)午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ESAT-J専用ポータルサイトにおいて、保護者アカウント及び生徒アカウントを作成し、「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」を開設 受験者情報(生徒情報)を登録 「保護者用マイページ」において、受験申込 (受験上の配慮を申請する場合) <ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」において画像データ化した「受験上の配慮申請書」を提出 審査結果を「保護者用マイページ」から確認
準備	12月5日(土)以降	<ul style="list-style-type: none"> 「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」において受験票を印刷 東京都教育委員会から送付される「受験の手引き」を印刷し、内容を確認
受験	12月13日(日)	<ul style="list-style-type: none"> 試験を受験

第5-5 テスト結果の返却及び結果の活用

(1) 返却スケジュール

事業者は、試験実施後、次のとおり受験した者に結果を返却する。

実施日	令和8年11月22日(日)	令和8年12月13日(日)
「生徒用マイページ」及び「保護者用マイページ」への結果公開	令和9年1月6日(水)	令和9年1月22日(金)
個人レポート発送	令和9年1月18日(月)以降	令和9年1月28日(木)以降

(2) 結果の返却

受験者には、次のとおり結果を返却する。

ア 内容

ESAT-J GRADE、参考 CEFR-J レベル、スコア、該当 GRADE に係る CAN-DO STATEMENTS、学習アドバイス、CAN-DO STATEMENTS 一覧

イ 結果返却の方法

「生徒用マイページ」及び「保護者用マイページ」における提示、A4版個人レポート2枚

(3) 東京都立高等学校入学者選抜における結果の活用

詳細は、「令和9年度 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」(令和8年9月公表予定)に定める。なお、令和9年度 都立高等学校入学者選抜では、令和8年度に実施した中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) の結果を活用する。

(参考 (令和4年度))

- 東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 結果の活用について (令和4年5月26日公開)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220526_03.html

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 14階南側
東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当
電 話 03-5320-6865

※ 本実施要項についての御質問は、各学校の管理職又は区市町村教育委員会を通して、まとめてお問い合わせください。

問合せ時間 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）
午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで